

令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙 第64投票所における投票用紙の誤交付について

令和7年7月20日
京丹後市選挙管理委員会

令和7年7月20日（日）、第27回参議院議員通常選挙の投票が行われている第64投票所（京丹後市久美浜公会堂）において、比例代表選出議員選挙の投票用紙を1枚多く交付し投票が行われた可能性が高いことが判明しました。

今回このような重大な事態が発生し、選挙事務を適正に執行することができなかつたことを深く反省するとともにお詫び申し上げます。

また、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

今後このようなことが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1 発生日時

令和7年7月20日（日）午前9時30分頃

2 発生場所（投票所）

京丹後市久美浜公会堂（京丹後市久美浜町3131番地の2）

3 発生場所への配置人員

- 投票管理者 1名
- 投票立会人 2名
- 事務従事者 5名

4 経 過

- 事務従事者が手元の投票用紙の枚数と来場された選挙人の数との照合を行った際に、比例代表選出議員選挙の投票用紙が1枚多く交付されている可能性が高いことが判明した。
- 投票用紙の残数確認及び投票所内で投票用紙の検索を行ったが、投票用紙の発見に至らず、また、選挙区選出議員選挙の投票を棄権した選挙人がないことから、今回の事象が発生したことを確認した。

5 発生原因

選挙人に投票用紙を交付する際に、事務従事者が投票用紙の残数確認を行っていたが、選挙人に交付する投票用紙の枚数確認が十分でなく、投票用紙を1枚多く交付した可能性が高いことによるもの。

6 投票の取扱い

仮に投票されていた場合、投函された投票用紙の特定ができないことから、有効投票として取り扱われる可能性が高い。

7 再発に向けた取組み

各投票所における投票管理者、投票立会人及び事務従事者に対し、事務執行の確認の徹底を指示し、事務従事者については、投票用紙の適切な管理・運用をするように周知・徹底をいたしました。

京丹後市選挙管理委員会事務局

(総務部 総務防災課内)

電話：0772-69-0140